

ご本人さま確認書類について

ご本人さまが個人情報保護法(以下「法」といいます。)第32条第2項による利用目的の通知又は法第33条第1項による開示をご請求になる場合には、個人情報の漏えい防止の観点から、ご本人さま確認書類をご提出いただきます。ご本人さまの代理人の方がご請求になる場合には、ご本人さま及び代理人の双方の確認書類が必要となります。また、ご本人さまが14歳以下の場合には、ご本人さまの法定代理人にご請求いただきます。各々の確認書類につきましては、下記をご参照ください。

記

【1. ご本人の場合】

有効期間内の次の書類のうち、いずれか1通が必要となります。

(注:コピーにはデジタルカメラやスキャナによる画像、これを印刷したものは含まれません。)

- 運転免許証のコピー

(本籍地の項目は、不需要ですので、油性ペンなどで消去いただきますようお願いいたします。)

(注)住所変更されている場合には、住所変更手続をなさった上で、「裏面」のコピーも添付ください。

- 住民基本台帳カードのコピー

(注)「顔写真」入りで氏名・生年月日・住所(現住所)が記載されているもの[Bタイプ]。

同一市区町村内で現住所に住居変更されている場合には「裏面」のコピーも必要です。

- 旅券(パスポート)のコピー

(注)顔写真のページと所持人記入欄(氏名・住所などの記入箇所)の両方のコピーが必要です。

- 各種年金手帳のコピー

- 各種福祉手帳のコピー

- 各種健康保険証のコピー

(注)住所欄には必ず現住所をご記入ください。

- 外国人登録原票の写し又は外国人登録原票記載事項証明書(外国人の場合)

【2. 代理人の場合】

3ヶ月以内に発行された次の書類

- 親権者(民法第818条)の場合

戸籍謄本、戸籍抄本等、本人との関係を証する書類

- 成年後見人(民法第8条、第843条)の場合

登記事項証明書

- 未成年後見人(民法第839条、第840条)の場合

登記事項証明書

- 任意代理人の場合

本人が自署、押印した委任状(原本)

(注:本人が15歳以上である場合に限ります。)

【3. 成年後見人が法人である場合】

登記簿謄本、登記簿抄本、現在事項全部証明書又は現在事項一部証明書のいずれか。

(注:3ヶ月以内に発行されたものに限ります。)

以上